

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 別紙のとおり  
法人番号：  
住 所：
2. 指名停止措置期間： 別紙のとおり
3. 指名停止措置の範囲： 中国地方測量部管内
4. 事実概要：

公正取引委員会は、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等をめぐり、参加業者らが独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして入札等の参加業者らに対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である北辰映電株式会社ほか9者の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～4 略	略
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
6～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)

## 別 紙

指 名 停 止 業 者			指名停止の期間	
番号	商号又は名称	住 所		
1	北辰映電株式会社 法人番号9240001010791	広島県広島市中区上幟町8番39号	自 至	令和4年11月30日 令和5年 2月28日 (3ヵ月)
2	株式会社新星工業社 法人番号9240001004604	広島県広島市南区宇品海岸3丁目8番60号	自 至	令和4年11月30日 令和5年 5月29日 (6ヵ月)
3	株式会社ハイエレコン 法人番号8240001008754	広島県広島市西区草津新町1丁目21番35号	自 至	令和4年11月30日 令和5年 5月29日 (6ヵ月)
4	株式会社大塚商会 法人番号1010001012983	東京都千代田区飯田橋2丁目18番4号	自 至	令和4年11月30日 令和5年 1月29日 (2ヵ月)
5	株式会社立芝 法人番号4240001006398	広島県広島市西区楠木町2丁目4番3号	自 至	令和4年11月30日 令和5年 5月29日 (6ヵ月)
6	中外テクノス株式会社 法人番号5240001006942	広島県広島市西区横川新町9番12号	自 至	令和4年11月30日 令和5年 5月29日 (6ヵ月)
7	株式会社ソルコム 法人番号3240001009220	広島県広島市中区南千田東町2番32号	自 至	令和4年11月30日 令和5年 5月29日 (6ヵ月)
8	西日本電信電話株式会社 法人番号7120001077523	大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15番82号	自 至	令和4年11月30日 令和5年 1月29日 (2ヵ月)
9	理研産業株式会社 法人番号3240001012538	広島県広島市中区大手町4丁目6番27号	自 至	令和4年11月30日 令和5年 5月29日 (6ヵ月)
10	Dynabook株式会社 法人番号8010601034867	東京都江東区豊洲5丁目6番15号	自 至	令和4年11月30日 令和5年 5月29日 (6ヵ月)